

一般社団法人EDORG JAPAN 一般会員(松永暢史友の会会員)規約

(目的)

第1条 この規約(以下、本規約という)は、一般社団法人EDORG JAPAN(以下、当法人という)の定款第7条の規定により設置する一般会員(以下、友の会会員という)について必要な事項を定め、事業活動の推進に資することを目的とします。

(資格)

第2条 友の会会員の資格を有する者は、当法人の主旨に賛同し、当法人の活動の円滑な実施に協力しようとする個人または企業ならびに団体とします。

(会員に提供するサービス)

第3条 友の会会員は以下のサービスを受ける権利を得る。

- 1 季刊誌の提供
- 2 当法人の企画への参加
- 3 メール等による情報の提供
- 4 ウェブ上の会員向けサービス全般

(年会費)

第4条 友の会会員は年会費を納入するものとします。

- 2 年会費の額は、団体・法人は一口10,000円、個人は一口5,000円とし、1口以上を負担するものとし、会員からの申し出により年度毎に変更できます。
- 3 年会費の有効期間は、毎年1月1日に始まり、12月末日に終わる1年間とします。
- 4 年度途中に入会または継続の手続きを行った場合も、割引適用期間でない限り、入会金・年会費を全額支払っていただきます。

(退会)

第5条 友の会会員はあらかじめ本会に届出て退会することができます。

- 2 当法人は、会員が退会するにあたり既に入金した年会費の返還は行いません。
- 3 年会費の納入が有効期間より2ヶ月を過ぎた時点で、無かった場合は退会したものとみなします。

(会員資格の喪失)

第6条 当法人は、会員が次の各号に該当する場合、当該会員の入会を取り消すことができるものとします。またこの場合、当該会員は即座に会員資格を喪失するものとし

ます。

- (1) 当法人の事業を妨げ又は妨げようとした場合
- (2) 故意又は重大な過失により、当法人の信用を失わせるような行為をした場合
- (3) 本規約に違反する行為を行った場合
- (4) 当法人が会員として不相当と判断した場合
- (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合

2 本条第 1 項に基づき会員が資格を喪失した場合、当法人は、理由の如何を問わず、年会費の返還はいたしません。また、入会承認を取り消された会員は、損害賠償請求等の権利行使はできないものとします。

(著作権)

第 7 条 友の会会員は、権利者の許諾を得ないで、本サービスを通じて提供される情報について、著作権法で認められる友の会会員個人の私的利用の範囲を超えて、使用することはできないものとします。

(個人情報)

第 8 条 当法人が取得した友の会会員に関する情報(以下、「個人情報」という。)は、当法人が定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱われます。

2 友の会会員が退会した場合又は会員が会員資格の取消を受けた場合、当社は、会員が登録した情報を、会員からの承諾なしに消去することができるものとします。

(サービスの中止・中断・変更)

第 9 条 当法人は、以下の場合に、本サービスの全部又は一部の変更、停止、中止もしくは廃止をすることができるものとします。

- (1) 通信事業者もしくはその他の外部委託先のサービスの中止・中断・変更があった場合
- (2) 天災その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合
- (3) 本サービスのシステムの保守
- (4) 上記(1)から(3)の他に、当法人が本サービスの運営上必要であると判断した場合 前項にかかわらず、当法人は、会員に通知することにより、理由の如何を問わず、本サービスの全部又は一部の変更、停止、中止もしくは廃止をすることができるものとします。

(準拠法と合意管轄)

第 10 条 本規約の成立、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

2 本サービス及び本規約に関して会員と当社の間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意をもって解決するものとします。協議をしても解決しない場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第 11 条 友の会会員について本規約に定めのない事項は代表理事が決定します。

付則

※この規約は令和 5 年 1 月より施行